

平成 26 年 11 月 17 日

独占禁止法審査手続についての懇談会

座 長 宇 賀 克 也 殿

同懇談会委員 及 川 勝

報告書素案について

先日、事務局から送付された報告書素案について、これまでの議論の経過等を踏まえ、下記のとおり報告書に加筆又は修正をして記載して頂きますようお願い申し上げます。

記

【「1. 立入検査に関連する論点」(p 6) について】

- (1) 立入検査時の弁護士立会いに関しては、事業者から「弁護士に電話しようとして審査官から止められた」との指摘がなされているところ、弁護士の立会いが事実上認められていることとの関係でいえば、弁護士が到着するまでの間に電話等により弁護士に随時相談することについても認めることを記載すること。
- (2) 苦情申立の仕組みを設けることに伴い、供述人に供述聴取の性質を伝える内容として、「供述人の不満や苦情は、苦情申立ての仕組みにより申立てることができる」を記載すること。
- (3) 立入検査における事業者への伝え方は、「必要に応じ、適切な場面」では、公正取引委員会の判断で決まることとなるが、事業者の必要性の有無を判断することは難しいはずであり、また、複数回の立入りがあっても対応する従業員が毎回同じ人間でないことから、常に、立入検査前に行うべきものであり、「必要に応じ、適切な場面」を削除し、「立入検査前において」と修正すること。また、「伝えること」は、「書面により、伝えること」とすること。
- (4) 立入検査当日の従業員への聴取に関しては、事業者のリニューアル申請に配慮する観点から、指針等において「公正取引委員会は、立入検査当日の従業員への聴取の実施に当たっては、事業者がリニューアル申請のために当該従業員から説明を受ける必要がある場合に、これに配慮して行う」ことを記載すること。

【「３．供述聴取に関連する論点」（p 17）について】

- (1) 弁護士の立会いについては、従業員の萎縮効果が指摘されているところ、専ら従業員を防御するための弁護士が、読み聞かせの場面に限定して、かつ、利益相反の観点から、その場で入手した情報を事業者側に開示しないという条件において実施すれば、当該指摘は当たらないことから、供述調書の信用性を確保するため、少なくとも「弁護士の属性・立ち会う場面、条件等を限定することにより、弁護士の立会いが認められる余地がある」ことを記載すること。
- (2) 供述人に供述聴取の性質を伝える内容として、「審査官は、調書を供述人に読み聞かせ、又は供述人に閲覧させて、誤りがないかどうかを問い、供述人が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない（審査規則第10条・第12条）」ものであることを記載すること。
- (3) 苦情申立の仕組みを設けることに伴い、供述人に供述聴取の性質を伝える内容として、「供述人の不満や苦情は、苦情申立ての仕組みにより申立てることができる」ことを記載すること。
- (4) 供述聴取における供述人への伝え方は、「必要に応じ、適切な場面」では、公正取引委員会の判断で決まることとなるが、供述人の必要性の有無を判断することは難しいはずであり、複数人及び複数回の供述がある際に、従業員が毎回同じでないとともに長期間に渡る供述の実施のなかでいつも覚えているものとは限られないことから、各供述前に行うべきものであるところ、「必要に応じ、適切な場面」を削除し、「供述人の各供述前において」と修正すること。また、「伝えること」は、「書面により、伝えること」とすること。

以上